

業務量管理・健康確保措置実施計画について

教育庁働き方改革推進課

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、学校における働き方改革の一層の推進、教員の処遇の改善等を図ることを目的とした、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正給特法」という。）が、令和 8 年 4 月 1 日に施行された。

当該法律において、学校における働き方改革の推進のため、教育委員会が講ずべき措置として、

- (1) 教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、計画の実施状況の公表義務付け
- (2) 同計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告義務付け
- (3) 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等の努力義務

が規定されたことから、今回は同法に基づき報告する。

1 業務量管理・健康確保措置実施計画について

(1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の既存計画との位置づけについて

改正給特法に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画について、既存の計画が、文部科学大臣が定める指針の内容に即している場合は、当該計画を活用できるとされていることを踏まえ、沖縄県教育委員会では令和 6 年 3 月に策定した沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」（以下「計画」という。）を沖縄県立学校における教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画として位置付けることとしている。

(2) 計画の概要

○目的：「教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、『子供たちへのより良い教育』を行っていくことができる教育環境を整える」

○計画の期間：令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間

○目標：教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備

※「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を 3 つの軸（3 軸）と捉え、各軸の具体的な要素として下記の 6 つの視点を設定し、教職員の「3 軸・6 視点」の実感の向上を目指す。

3軸	6視点
働きやすさ	①同僚・管理職との良好な人間関係の構築
	②個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保
働きがい	③児童生徒・保護者との信頼関係の構築
	④資質能力の向上や専門性の発揮
心身の健康	⑤心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成
	⑥長時間勤務の改善

○計画の内容：目標達成のため、具体的方策として全50項目からなる取組目標を3つの柱で分類・整理した、「私たちのピース・リスト 2023」を同計画と併せて策定し、取り組んでいる。

※3つの柱：

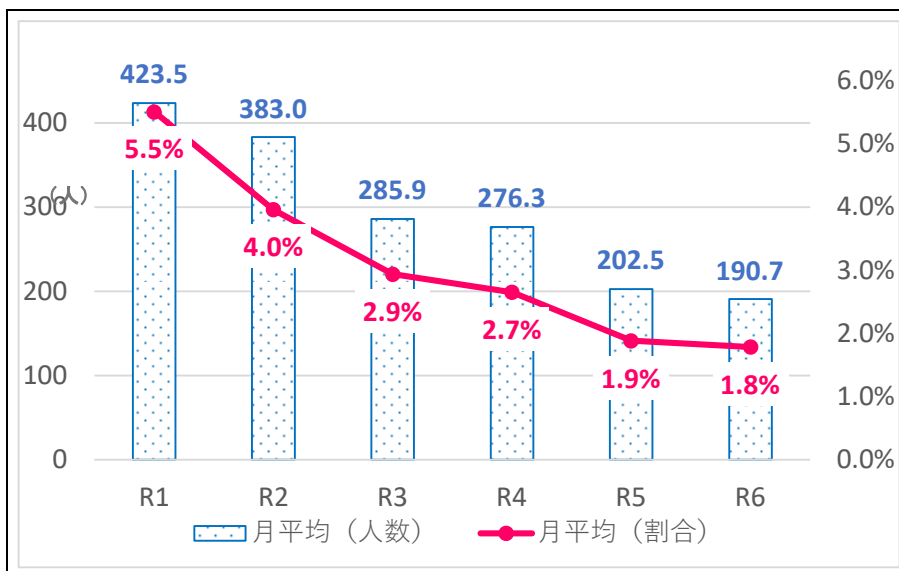
- ・「人材の確保」例）教員業務支援員等各種支援員の適正配置、労働安全衛生管理の充実
- ・「教育DXの推進」例）高校入試出願手続きの電子化、校務支援DXの推進
- ・「業務の役割分担、適正化」例）部活動の地域展開に係る取組の推進、保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築

2 計画の成果について

県内公立学校については、令和7年度までに「私たちのピース・リスト 2023」に掲げた全50項目に着手済みとなっており、成果として、県内公立学校の教職員における長時間勤務者の人数と割合の推移を報告する。

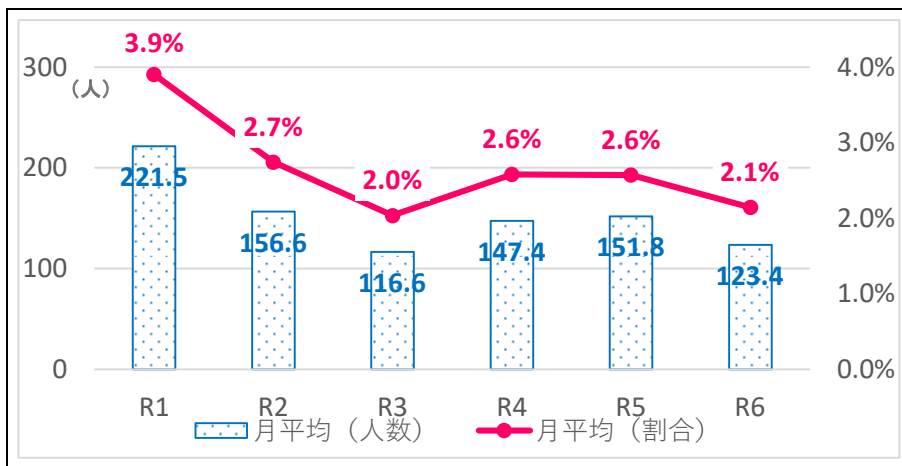
- (1) 対象：県内公立学校の全教職員 17,050 人（学校基本調査：令和6年5月1日時点）
- (2) 時間外在校等時間月 80 時間超（年度計月平均）の教職員の数と割合

① 市町村立学校



- ・時間外在校等時間月 80 時間超の月平均人数は、令和元年度 423.5 人から令和6年度 190.7 人の 55.0%減 となっている。
- ・時間外在校等時間月 80 時間超の職員全体に占める割合は、令和元年度 5.5% から令和6年度 1.8% と 3.7P 減 となり、減少傾向にある。

② 県立学校



- ・ 時間外在校等時間月 80 時間超の月平均人数は、令和元年度 221.5 人から令和 6 年度 123.4 人の 44.3%減となった。
- ・ 時間外在校等時間月 80 時間超の職員全体に占める割合は、令和元年度 3.9% から令和 6 年度 2.1%と 1.8P 減となり、減少傾向にある。

○長時間勤務の主な要因としては、市町村立小学校では「授業準備」、次いで「事務・報告書作成」「評価・成績処理」が挙げられており、市町村立中学校及び県立高等学校では「部活動指導」、次いで「授業準備」「事務・報告書作成」が挙げられる。

3 その他（今後の取組等）

計画が今年度までの期間となっていることから、

- (1) 教職員の長時間勤務の主な要因として挙げられている、「授業準備」や「事務・報告書作成」の負担軽減を図るため、引き続き、支援員等の人材確保や校務支援システム導入等の教育DXの推進、部活動の地域展開等を推進する。
- (2) 国は、経済財政運営と改革の基本方針 2025 において 2029（令和 11）年度までを緊急改革期間として、働き方改革と併せて、学校の指導・運営体制の充実に向けた施策等を推し進めていくことを示しており、引き続き、国の施策とも連動しながら更なる取組の推進を図る。
- (3) 本計画の目的である「子供たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整えるために、総合教育会議等を通じて知事部局との更なる連携・協働を図り、地域や学校の実情に応じた取組を推進する。
 - 令和 9 年度以降の沖縄県教育委員会の「業務量管理・健康確保措置実施計画」については、本年度中に策定し、総合教育会議で報告を行う。

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳に持つ必要がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進
- ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならぬものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

✓ 1箇月時間外在校等時間が4.5時間以下の教職員の割合

→ 100%とすることを旨す

✓ 1年間に於ける教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間

→ 平均で30時間程度とすることを旨す

✓ 1年間時間外在校等時間

→ 360時間以下とすることを旨す

※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在職等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアッパデートの上、本指針に位置づけ

① 学校以外が担うべき業務

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に合わせた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習・部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置等)

- 勤務時間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること等